

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子		
件名	令和7年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども未来部保育課の所管する単年度要綱の制定について、以下のとおり報告する。 本要綱は、令和6年度に単年度要綱として制定されたものであり、年度等を改めるものである。</p> <p>(1) 制定する要綱 1件 令和7年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>(2) 改正の主な内容 ① 年度の更新 ② 利用料減額申請に係る電子申請について文言の追加</p> <p>(3) 施行日 令和7年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 子どもが病気の際、保護者が就労している等の理由により、自宅での保育が困難な場合に病児・病後児保育室が一時的に預かることで、子どもの健全育成と子育て支援の充実を図る。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>病児・病後児保育事業については、事務の性質上、要綱の施行日以前に準備行為が必要であり、実施要綱の附則の中で準備行為について定めている。3月に入って準備行為を行わなければならないため、実施要綱を制定し、円滑に事務を進めたい。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告後、速やかに制定事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。